

八尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

実行計画の更新方針

「八尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・チャレンジやお）」（令和3年3月）について、主な更新方針を以下に示します。

1. 2030年度の温室効果ガス排出量の目標（中期目標）【現計画 p.18 素案 p.18】

2030年度の温室効果ガス排出量の目標（中期目標）について、現計画「2013年度比で26%以上削減をめざす」を、令和3年10月に改定された国の「地球温暖化対策計画」を参考に、「2013年度比で50%以上削減をめざす」に更新します。

2. 2030年度の温室効果ガス排出量の部門別削減目標【現計画 p.19 素案 p.19】

2030年度の温室効果ガス排出量の部門別削減目標について、令和3年10月に改定された国の「地球温暖化対策計画」を参考に、各部門の削減目標を更新します。

【実行計画素案】表6 温室効果ガス排出量の部門別削減目標

（単位：t-CO₂）

部門	基準年度 排出量実績 (2013年度)	目標年度 排出量目標 (2030年度)	2013年度比 増減率	【参考】 国の増減率目標
産業	535,948	301,739	▲43.7%	▲37.6%
家庭	423,375	139,714	▲67.0%	▲66.3%
業務	205,583	92,512	▲55.0%	▲51.3%
運輸	341,864	211,956	▲38.0%	▲34.8%
廃棄物	26,483	21,186	▲20.0%	▲14.9%
合計	1,533,253	767,107	▲50.0%	▲46.0%

3. 取組指標 [現計画 p. 21 素案 p. 21]

取組指標について以下のように見直しを行います。

表 8 取組指標

部門区分	取組指標	現状 (2019年度)	望ましい方向性	施策区分	排出量削減目標 (t-CO ₂)
産業	従業員（産業）ひとりあたりのエネルギー消費量	166GJ/人		事業者・市民の削減活動の促進 地域環境の整備	299,111
	製造品出荷額1万円あたりのエネルギー消費量	0.04GJ/万円			
家庭	市民ひとりあたりのエネルギー消費量	14.7GJ/人			
	1世帯あたりのエネルギー消費量	31.2GJ/世帯			
業務	従業員（業務）ひとりあたりのエネルギー消費量	29.3GJ/人			
	事業所等の延べ床面積1㎡あたりのエネルギー消費量	1GJ/㎡			
運輸	電動車・ZEVの普及割合	電動車： 18.7% ZEV：0.5%			
廃棄物	資源化されている量を除くごみ処理量	69,864 t/年		循環型社会の形成	5,297
部門横断	再生可能エネルギーによる発電電力量（電力）	36,873MWh		再生可能エネルギー利用促進	461,738

4. 基本施策・施策・具体的な取組の更新〔現計画 p. 22～30 素案 p. 22～31〕

上記 1. を踏まえ、目標を引き上げたことに伴い、目標を達成するための施策・具体的な取組を追加します。また、上記 3. を踏まえ、基本施策・施策・具体的な取組のレイアウトを変更します。これに合わせ、「第 6 章 気候変動に対する適応策」についてもレイアウトを変更します。

■ 基本施策案

- 基本施策 1 再生可能エネルギー利用の促進
- 基本施策 2 事業者・市民の削減活動の促進
- 基本施策 3 地域環境の整備
- 基本施策 4 循環型社会の形成
- 基本施策 5 市民・事業者・行政の協働取組の促進

■ 新規取組み案

- 基本施策 1 再生可能エネルギー利用の促進

【行政】

- ・補助金・交付金等による再生可能エネルギーの導入支援の実施

- 基本施策 2 事業者・市民の削減活動の促進

【行政】

- ・環境経営や事業の脱炭素化に関する情報提供・相談窓口の設置・支援
- ・再配達防止に関する啓発や取組みの実施
- ・補助金・交付金等による高効率機器導入支援の実施
- ・補助金・交付金等による蓄電池や家庭用燃料電池の導入支援の実施
- ・市民の行動変容につながるような効果的な啓発の実施
- ・電力需給調整に効果的な蓄電池や電気自動車（EV）の活用の促進

【市民】

- ・うちエコ診断の活用
- ・電力需給調整に効果的な蓄電池や電気自動車（EV）の活用

【事業者】

- ・省エネ診断の活用
- ・自社のエネルギー使用量やCO2排出量の把握
- ・電力需給調整に効果的な蓄電池や電気自動車（EV）の活用

- 基本施策 5 市民・事業者・行政の協働取組の促進

【協議会】

- ・市民・事業者・行政の協働による工場排熱などの未利用エネルギーの活用の検討
- ・市民・事業者・行政の協働による効果的な啓発活動の実施
- ・ゼロカーボンシティやおの実現に向けた勉強会等の実施

5. 計画の中間見直し〔現計画 p. 11 素案 p. 11〕

現計画においては、「1-4 計画の期間」において、「なお、初年度から5年目の令和7年度（2025年度）を中間見直し年度に定めます。」としていますが、令和4年度に中間見直しを実施することから、令和7年度（2025年度）の中間見直しは実施せず、令和12年度（2030年度）までにおいて、本市を取り巻く環境や社会の情勢が大きく変化する等、必要な場合は、適宜見直しを行うこととします。

6. その他

市民へ向けたわかりやすい計画の作成をめざし、将来像や削減目標、具体的な取組などをまとめた資料を作成し、公表する予定をしています。詳細については本編で補完します。